

個別避難計画 よくあるお問合せ（福祉専門職向け）

【個別避難計画とは】

Q 個別避難計画とは何ですか？

A 要支援者ごとに事前に作成する避難計画のことです。この計画は、災害時や災害発生の可能性があるときに、誰と一緒に避難するのか（要支援者が避難する際に、誰がサポートするのかを決めておくこと）、どこへ避難するのか（避難先を具体的に定め、その場所へ安全に移動する方法を計画すること）などを事前に決めておき、効果的な避難を行うためのものです。これにより、災害時の混乱を避け、適切な支援を受けやすくなります。

Q 個別避難計画は、災害時にどのように活用されるか？

A 災害時や避難時における安否確認のために活用します。また、必要に応じて関係機関にこの計画を提供し、災害時の対応に役立てます。

Q 個別避難計画を作る対象者を限定しているか？ 例えば、水害の心配が少ない地域に住む要支援者に対しても、計画を作成する必要はあるか？

A 災害には水害のほか、地震なども想定されます。計画の作成について対象地区を限定していませんので、支援が必要と思われる方には計画の作成を提案してください。

Q 個別避難計画の具体的な記載方法がわからないが、どうすればいいか？

A 市から提供している記入例やマニュアルを参考にしてください。不明な点がある場合は、社会福祉課までお問い合わせください。

Q 個別避難計画に保管のルールはありますか？

A まず要支援者自身とその家族が保管します。そして、計画を作成した担当者や避難支援等の実施に携わる方（避難支援等実施者）が必要に応じて保管し、有事の際に活用できるようにします。保管期間については、概ね3年間としていますが、計画の内容が有効な間は引き続き保管してください。なお、対象者がお亡くなりになった場合は、保管していただく必要はありません。

Q 個別避難計画の作成は、要支援者にどのような効果があるか？

A 計画を作成することにより、本人や家族等が災害時の避難を考えるきっかけとなります。また、実際に作成した計画のとおり動き方ができるかどうか、訓練等を行ってみることも考えられます。これにより、事前の準備と防災意識の向上、逃げ遅れゼロにつながります。

Q 要支援者の個人情報についてはどうなりますか？

A 個別避難計画の情報提供を受けた方や避難支援等実施者は、災害時等を除き、正当な理由がないと要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと法律で定められています。

Q 要支援者の支援は、行政がやるべき仕事ではないか？

A 災害時には、行政（公助）も災害対応にあたりますが、行政だけでの対応には限界があります。過去の災害において、近隣住民による支援（共助）が最も有効であることが明らかになっています。行政と地域が手を携え、平時から支援体制を整備することが求められています。共助の精神を基に、地域全体で協力しあうことが、要支援者の安心・安全を守るために重要です。

【要支援者のご家族】

Q 要支援者のご家族から、「個別避難計画の作成はお断りしたい。」と言われた。どのように対応すればよいか？

A 事業所において、その内容を把握しておくことが大切です。市でも情報を共有したいので、どのような方法でも構いませんので、その旨を報告してください。今後、計画が必要な状況になった場合は、計画の作成について再度、提案してみてください。

Q ご本人やご家族が個別避難計画の作成に同意しなかった場合は、その後に計画の作成を提案する必要はないのか？

A ご本人やご家族が計画の作成を同意しなかった場合でも、自身や周囲の状況の変化により、作成を希望することがあると考えられます。そのため、一定の期間（概ね 1 年後）において、計画の作成を提案してみてください。

Q 要支援者のご家族から、「災害時に公的な支援が提供されるまでにどれくらいの時間がかかるのか？」と言われた。どのように対応すればよいか？

A 公的な支援がどれくらいの時間で提供されるかは、災害の規模や状況により異なります。まずは、自助（自分での避難）や共助（地域や近隣での助け合い）を基本に考えてください。事前に作成した計画に基づいて、できる限り早く自身の判断で避難行動を開始することが重要です。もし身動きが取れず、他人の助けが必要な場合は、支援が期待できる連絡先（友人、家族、地域の方など）に対して、繰り返し連絡を試みてください。状況によっては、支援が遅れることもあることをご理解いただけるよう、丁寧に説明してください。

Q 要支援者のご家族から、「個別避難計画を作成しておけば、災害時に助けに来てくれるのか？」と言われた。どのように対応すればよいか？

A 災害時に一番先に身を守るための避難行動を起こすのは、要支援者ご本人やご家族自身です。状況によっては、支援者からの支援が得られない場合もあります。行政が提供できる支援（公助）には限界があることをご理解ください。計画の作成は、公的支援を確約するものではありません。「ご本人やそのご家族が、災害時にどのような支援を得て避難行動をとるべきかを自身で確認し、あらかじめ取り決めておくもの」であることをご理解いただけるよう、丁寧に説明してください。

Q ご本人やご家族等から、「避難支援等実施者の候補者を探してほしい、また、候補者に実施者になってほしい」と言われた場合、どうすればよいか？

A 「基本的には、ケアマネジャーや相談支援専門員が、ご本人やご家族等に代わって実施者の候

補者を探すこと、また、実施者になってほしいと候補者に依頼することはしません」とお伝えください。ただし、ご本人やご家族等が候補者に依頼することが困難で、ケアマネジャー自身がその候補者と日頃から接触がある場合等については、可能な範囲で依頼していただいても構いません。

【福祉事業所、福祉専門職】

Q なぜ、個別避難計画の作成を福祉事業所等に委託するのか？

A 福祉専門職の方々は日頃から要支援者と深く関わっており、その状況をよく把握されています。市内には約 1,400 人（令和 7 年 9 月現在）の要支援者がいるため、市がすべての計画を策定することは現実的ではありません。日頃から関わりがあり、信頼関係が築かれている福祉専門職との接触の方が、要支援者やそのご家族にとって計画作成がスムーズに行われ、本人の同意を得やすいと考えられます。また、福祉専門職は要支援者の身体的・心理的状況、および家族や近隣住民との関係まで把握しているため、実効性の高い計画を作成することが期待されます。さらに、必要な時には福祉専門職が要支援者の代弁者としての役割を果たすこともできます。このような理由から、要支援者の安全と安心を確保するために、福祉事業所等への委託が効果的であると市では考えています。

Q 個別避難計画作成の対象となっている人を教えてもらえるか（対象者名簿をもらえるか）？

A 個人情報管理の観点から、対象者名簿を配付していません。計画の作成対象者となる「避難行動要支援者」の市の定義として、以下の基準を設定していますので、参考にしてください。

ア 要介護認定 3～5 の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を有する者。ただし、心臓機能障害、腎臓機能障害のみで総合等級 1 級又は 2 級の者を除く。

ウ 身体障害者手帳「聴覚障害（3 級）」を有する者

エ 身体障害者手帳「視覚障害（3 級又は 4 級）」を有する者

オ 療育手帳 A を有する者

カ 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を有する者

キ 自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者 ほか

Q 委託契約から計画の作成までは、どのような流れで行われるのか？

A

① 契約締結

- ・作成を希望する対象者の福祉専門職が所属する福祉事業所と契約締結

② 計画作成

- ・福祉専門職が定期訪問等を活用して、本人（ご家族）に作成について制度説明を行った上で、作成の同意を得る。聞き取りを行い、計画を作成する。

③ 成果物の提出

- ・完成した計画、実施報告書を市へ提出

④ 業務委託料の請求

・市へ請求書を提出。作成1件当たり7,000円となります。

Q 完成した個別避難計画を提出した後、すぐに請求せず、数回分まとめて請求してもよいのか？

A 年度ごとに事業所と契約を交わすため、年度末となる3月31日までであれば、数回分まとめて請求していただいても構いません。ただし、年度末までに必ず請求を完了させるようにしてください。

Q 個別避難計画の様式はすべて記載しないと、委託料の請求はできないのか？

A 計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。できる限り全ての項目を記入していただくことが望ましいですが、実施者や避難先等、記入が難しい場合は、未記入でも構いません。一部の項目が未記入であったとしても、災害時に活用できる情報があるだけでも重要です。記載できない内容があったとしても、それは、「検討した結果、記載できないことが判明した」ことであり、作業は完了したものと考えます。そのため、委託料に関しては、請求することができます。

Q 個別避難計画を作成後、ケアプラン作成の担当者に変更になった場合、どうすればよいのか？

A 同じ事業所内で担当者変更になる場合は、通常の事務引継ぎの中で計画が作成済みであること、またその内容について共有してください。ケアプラン作成の事業所自体が変更になる場合には、ご本人やご家族の了承を得たうえで、新しい事業所に引継ぎを行ってください。

Q 本人が明確に個別避難計画の作成を拒否した場合はどうしたらよいのか？

A 計画の作成には、災害対策基本法において本人の同意が必要とされているため、作成を拒否された場合は作成できません。本人の意思を尊重し、無理に作成を進めることは避けてください。ただし、災害への備えは必要であることをお伝えしてください。災害時に安全に避難するための備えを自身で行えるよう、重要性を説明し促すことが大切です。

Q 個別避難計画の作成後に、記載内容の修正箇所が判明した場合、どうすればよいのか？

A 計画の作成後、記載誤り等の軽微な修正があった場合は、社会福祉課へご連絡ください。この連絡により、必要な情報が最新の状態に保たれ、災害時に適切な支援が提供できる可能性が高まります。

Q 個別避難計画の作成後に、要支援者自身の状況が変化し、記載内容を大幅に修正したい場合、どうすればよいのか？

A 転居により避難先や避難方法が変更となる場合や、要支援者の身体状況が変わり避難方法の見直しが必要となる場合などは、大幅な修正が考えられます。このような場合は、まず社会福祉課へご連絡ください。基本的には、作成時と同様、市と契約した後、修正後の計画を社会福祉課まで提出していただくようになります。

Q 住民票上の住所とは別の住所に住んでいる要支援者の扱いは、どうしたらよいか？

A 現在の居住地が市内であれば、その居住地の個別避難計画を作成してください。また、計画上の住所の表記は、現在の居住地住所を記入してください。なお、居住地住所の脇に（居住住所）など住民票上の住所と相違がある事がわかるように記載してください。

【避難支援等実施者】

Q 「避難支援等実施者」は、要支援者が逃げ遅れた時に責任を負うのですか？

A 個別避難計画に名前が記載されていることで、法的義務や責任が生じるものではありません。計画は、要支援者本人やその家族と一緒に相談しながら、自らの避難行動を検討・把握して、より良い避難を目指すことを目的として作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、法的な義務や責任は負いません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、実施者に対する法的責任は発生しないことをご理解ください。

Q 市外在住ですが、車で 10 分程度の距離に住んでいる親族を「避難支援等実施者」として設定してもよいか？

A はい。ご親族を「避難支援等実施者」として設定してかまいません。その場合、避難支援等実施者の欄に「親族（続柄）」を記載してください。

Q 避難支援等実施者になってほしい人（候補者）に、「実施者になってほしい」と頼むのは誰か？ また、実施者になっていただくためには、どのような手続きがあるか？

A 要支援者の支援は、地域の方々同士の「助け合い・支え合い」という共助の精神に基づくものであることから、ご本人やご家族等、自らが候補者に実施者になっていただきたい旨を伝えることを基本としています。ご本人やご家族が候補者に実施者になってもらえることを確認した後に、個別避難計画に記載してください。なお、実施者になっていただくための手続きは特にありません。計画には、実施者のお名前やご本人との関係等を記載します。実施者が見つかるまでの間は空欄で構いません。見つかった後に書き加えるようにしてください。

Q 「日頃から地域の人とお付き合いがないので、実施者はいない」と言われた場合、どうすればよいか？ また、実施者の欄は空欄でもよいか？

A 実施者は地域の人でないといけないわけではありません。同居の家族や、別居で近隣に在住する家族・親族などでも構いませんので、可能な範囲で、お願いできる人を探していただくことを勧奨してください。ただし、必ず見つけてお願いしなければならないものではありませんので、強制的にならないようお伝えください。その場合、一旦「空欄」とし、後日、頼める人ができたら記載するという取り扱いをお願いします。

Q ご本人やご家族等から「事業所やケアマネジャー、相談支援専門員に実施者になってほしい」と頼まれた場合、どのように対応すればよいか？

A 基本的には、ご近所の人に実施者になっていただくことが望ましいですが、事業所やケアマネジャー、相談支援専門員が実施者になることも可能です。その際は、所属する事業所に確認を取った上で、個別避難計画に記載してください。しかし、災害時に事業所やケアマネジャー、相談支援専門員がご本人に対して声掛けや移動支援をすることは、現実的な限界があります。支援が難しい場合があることを、ご本人やご家族にその旨を丁寧に説明してください。最終的には、ご本人やご家族と話し合いながら、最も効果的かつ実現可能な実施者を見つけるように努めてください。

Q ご家族がいない人、実施者の欄に何の記載もない人には、公助（市職員、消防署員、消防団員、警察官等）による避難支援があるということか？

A 公助による避難情報の伝達は、基本的にはホームページ、SNS、防災メール、防災ラジオ、街宣などによる一般的な周知のみです。災害発生後に要支援者のもとに個別に出向いて声掛けや避難の支援を行うことは、すぐにはできません。そのため、ご本人やご家族等にその旨を丁寧にお伝えください。避難行動の開始に関しては、まずは「自助」、自分で避難することが基本です。また、「共助」である地域や近隣の人たちとの助け合いも重要です。事前に作成した個別避難計画に基づいて、自身の判断で早めに避難行動を開始してください。もし身動きができず、誰かの助けを待つしかない場合は、可能な限り連絡先に対して繰り返し連絡を試みてください。具体的な支援がどれくらいの時間で提供されるかは災害の程度により異なります。そのため、まずは自分で避難を開始し、地域の助けを借りることを基本として行動してください。

Q 実施者になると、必ず避難行動を支援しなければならないか？

A 実施者自身が被災するなど、状況によっては支援ができないことも想定されます。個別避難計画は、地域の「共助」の精神に基づいて成り立っているものです。実施者自身やそのご家族の身の安全を確保した上で、その時にできる範囲で支援を行うものであり、計画の作成によって、必ずしも災害時の支援が保証されるわけではありません。支援を受ける方、支援する方双方が了解の上で計画を作成してください。

Q 実施者による「避難支援」は、どこまで行うか？

A まず、要支援者やその家族に連絡をして、安否確認や情報伝達を行います。併せて、可能な範囲で要支援者と一緒に避難していただくことを考えています。具体的な支援内容は、状況に応じて柔軟に対応し、無理のない範囲で行っていただくよう説明してください。

【避難所】

Q 各指定避難所には、要支援者の個別避難計画の情報は事前に伝わっているのか？

A 市に提出された計画は、社会福祉課で管理しています。実際の災害時には、避難所や避難先等からの要請により、社会福祉課から各避難所に情報を迅速に提供できるように準備しています。この計画には非常にセンシティブな個人情報が記載されているため、個人情報保護の観点から、平時から避難所に据え置くことは管理上不適切と判断されますので、事前に情報は伝えていませ

ん。また、災害の状況により計画に記載されていた避難所とは別の避難所を利用する場合もありますので、その場合には臨機応変に対応することとしています。

Q 個別避難計画は、避難所に持っていなくてもよいのか？

A 要支援者が実際に避難する際には、計画を避難所や避難先にご持参していただくことを推奨しています。計画を提示することにより、避難所などで配慮を受けやすくなる場合もあるため、計画を作成した際には、そのことをご本人やご家族にお伝えいただくようお願いします。

Q 高齢者世帯（夫婦）で、夫だけを担当している場合、夫の個別避難計画を作成した。しかし、発災時には夫婦で避難する必要があるため、担当ではない妻の計画を作成してもよいのか？

A はい。直接担当はしていないが、要支援者の家族等で、支援が必要と思われる方（妻）の計画を作成していただいて構いません。その場合、同世帯であっても、1人につき1件分の委託料をお支払いします。

Q 個別避難計画に記載する避難先は、居住地の指定避難所を記載すればよいのか？

A 避難先は、必ず指定避難所でないといけないということではありません。避難場所は、居所、住宅の状況、家族の支援等により一人ひとり異なります。安全性が確保されていれば、自宅の2階でも構いませんし、別棟、別居の親族の家、近所の建物等としても構いません。まずは、本人や家族、支援者等と避難できる場所を一緒に考えてください。基本は、本人の居住地から一番近い「指定避難所」を避難先とし、そこまでの経路を記載してください。

Q 重度の障がいのある要支援者（寝たきり、医療器具等を装着している、移動に複数名の介助が必要など）の避難先は、一般の指定避難所でよいのか？

A 重度の障がいのある要支援者に対しては、ご本人やご家族等とよく話し合いをしていただき、現実的な避難の仕方、避難先を個別避難計画に記載してください。特に、同居家族、実施者の支援のみでは避難所へ移動ができない場合は、あらかじめ福祉や医療のサービスを利用する、又は民間の福祉移送サービスなどを活用して、安全な医療機関や福祉施設、別居の家族の居所等に前もって避難するなどの具体的な行動や避難の方法をご本人・ご家族等と話し合っ、計画に記載してください。基本は、何らかの障がいがあっても、避難所までの移動が可能であれば、居住地から最も近い「指定避難所」を避難先としてください。なお、「福祉避難所」は、あくまで二次的避難所であり、「指定避難所」のように災害時直後には開設されませんので、避難所・避難先の欄には記載しないでください。

Q 福祉避難所は、なぜすぐ開設されないのか？ そこに避難してはいけないのか？

A 下記(1)～(4)に記載されている内容を参考に、市の考え方をお伝えください。

(1) 大規模な災害が発生した時、又は避難指示等が発令された時に避難をしていただく際には、一刻も早くご自身の身の安全を守っていただくことが最優先であり、市民の方々には、まず、お住まいの地域から最も近い指定避難所に避難していただくことが移動の面から安全です。福祉避

難所は、現在、市内に 10 か所ありますが、お住まいの場所によっては、時間がかかり、長い距離の移動は危険です。とくに、災害時等には、道路が「冠水」「倒木」「がけ崩れ」等によってふさがり、迂回路を探す等しないと通行できない場合があります、遠くへの移動が困難になることが想定されます。

(2) 福祉避難所は収容できる人数に限りがあります。一般の指定避難所と同時に福祉避難所を開設してしまうと、本来、福祉避難所を必要とする人以外の方が福祉避難所へ避難してしまい、福祉避難所として機能させることができなくなることが想定されます。そのため、福祉避難所は、一定の期間が経過した後に開設されますが、一般の指定避難所を開設した後に、災害が落ち着き、避難生活が長引くと考えられるときに、福祉避難所が必要な方だけ福祉避難所へ移っていただくという方法を採用しています。

(3) 福祉避難所の開設は、民間施設・医療施設等の協力によって行われます。福祉避難所となる各施設では、まず、その施設等の利用者の避難対応が優先されます。そのため、各施設の利用者の対応が落ち着くまでは、相当の時間が必要となります。

(4) 災害時等には、指定避難所を開設します。指定避難所において、要支援者等に対して、「要支援者に配慮した部屋」等を準備し、要支援者が安心して利用していただくこととしています。

以上のことから、市では、福祉避難所を一般の指定避難所と同時に開設しないことと現時点ではしていますのでご理解ください。

Q 避難先を洪水ハザードマップで確認すると、一番近い指定避難所でも本人の自宅から数キロ離れてしまうところにしかない。それでもそこを避難先として個別避難計画に記載するのか？

A 常に最悪の事態を想定して、浸水しない地域の安全な避難先まで移動するよう促していただきます。そのためには、ご本人やご家族に災害のリスクを理解していただき、安全な避難先の重要性を意識していただくことが大切です。計画には、安全な避難先を記載し、具体的な避難経路も含めて計画を立てることが重要です。また、物理的な距離がある場合でも、事前に避難訓練やルート確認を行うことで、避難時の準備を整えるようにお伝えください。

Q 水害の場合、地震の場合、共に同じ避難先にしてよいのか？ また、それぞれ避難先が別になるケースはあるか？

A 基本的には同じ避難所（避難先）にさせていただいて構いません。ただし、状況に応じて避難先が異なるケースもあるため、避難先が別になることも考えられます。避難所（避難先）を決める際には、①住居の構造、②居住地の状況（水害のリスクが高い・低い等）、③要支援者が自力で移動可能かどうか、④支援者（親類）等の状況 等を総合的に考慮し、最適な避難先を決定してください。

Q 指定避難所が校区内に複数ある場合、どこを避難先として記載すればよいのか？

A 災害発生時の状況によって開設される避難所が異なる場合がありますが、個別避難計画の記載に関しては、どの指定避難所を選んでも構いません。自宅から最も近い避難所や、移動が比較的容易な避難所を避難先として記載することをお勧めします。また、避難先が複数ある場合は、

事前にそれぞれの避難所までの経路を確認し、どの避難所に避難するかを柔軟に対応できるようにしておくことも大切です。

Q 指定避難所に市の職員が居るのであれば、その職員に避難所までの送迎をお願いできるか？

A 避難所担当の市職員は、現場から離れることができないため、送迎に向かうことはできません。また、避難所に避難している地域の方々に送迎の支援をお願いすることも考えられますが、危険性を考慮するとお願いすることはできません。最終的には被災の状況により、臨機応変に判断することになります。

【避難経路・避難行動】

Q 避難経路の安全性はどのように確認すればよいか？

A 基本的にはハザードマップで確認してください。さらに、ご本人、ご家族等と話し合い、地域の方が知っている情報も加味して、安全性を確認することが重要です。事前に避難経路を実際に歩いて確認することもお勧めします。これにより、潜在的な危険箇所や迂回路をあらかじめ把握し、避難時の安全性を高めることができます。

Q 要支援者本人や家族が知らない道で、避難経路を作成してもよいか？

A 基本的には、ご本人やご家族がよく知っている道の中から、安全な道を確認して避難経路としてください。知らない道を避難経路とする場合は、事前にその道を下見して、安全性を確認してください。これにより、避難経路が実際に利用可能であり、安全であることを確認できます。

Q 遠回りでも、要支援者本人や家族が使い慣れた道がよいか？

A ハザードマップで安全性が確認された道を避難経路とすることが望ましいですが、車での移動となると渋滞などの懸念もあります。危険性に関する情報を提供し、ご本人やご家族とよく話し合ってください。そして、ご本人やご家族が納得した上で、避難経路を決定してください。作成者側から経路を押し付けることは避けてください。安全性を最優先にしながら、利用者が安心して避難できる経路を選んでください。

Q どの時点で避難を開始し始めればよいのか、その判断は何によればよいか？

A 避難開始の判断は一人一人の状況により異なるため、そのタイミングを個別避難計画の作成時にしっかりと話し合ってください。基本的には、「大雨警戒レベル3 高齢者等避難」の発令時から安全な場所への避難行動を開始するようお伝えください。避難方法を最終的に決めるのは、ご本人やご家族の意思や判断になりますので、そのことを念頭に置いて計画を作成してください。

Q 人工呼吸器を使用している人は、避難先として市内の病院へ行けばすぐに患者を受け入れる体制ができているか？

A 病院は被災者の緊急救護を行う体制となりますので、病院へ行ってもすぐに受け入れてもら

うことは難しいです。人工呼吸器を使用している方は、平時から電源確保の備えをしておいてください。また、施設の利用を希望する場合は、予め施設に連絡を取り、受け入れ体制について確認しておくことが重要です。緊急時に備えた計画的な準備を行ってください。

Q 災害時には必ず避難所等へ避難しないといけないか？

A 大規模な自然災害などが発生した際、倒壊、浸水、土砂崩れ等の危険がない安全が確保されている住宅であれば、在宅での避難でも問題ありません。安全な場所に留まることができる場合、必ずしも避難所へ避難する必要はありません。状況に応じて最適な避難場所を選んでください。